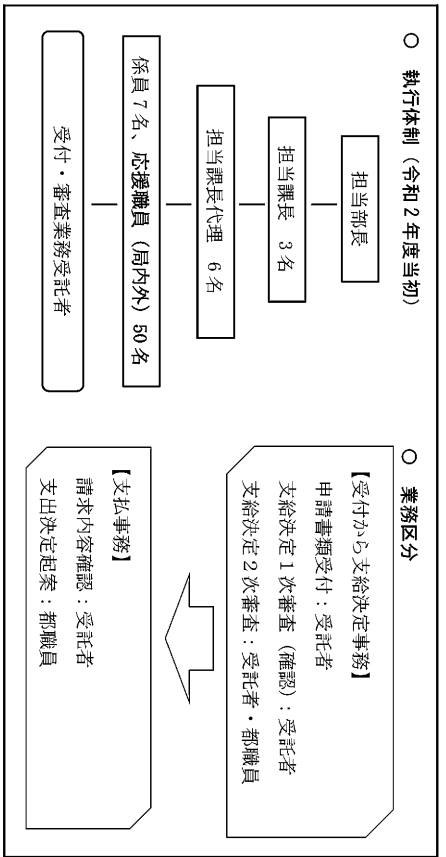
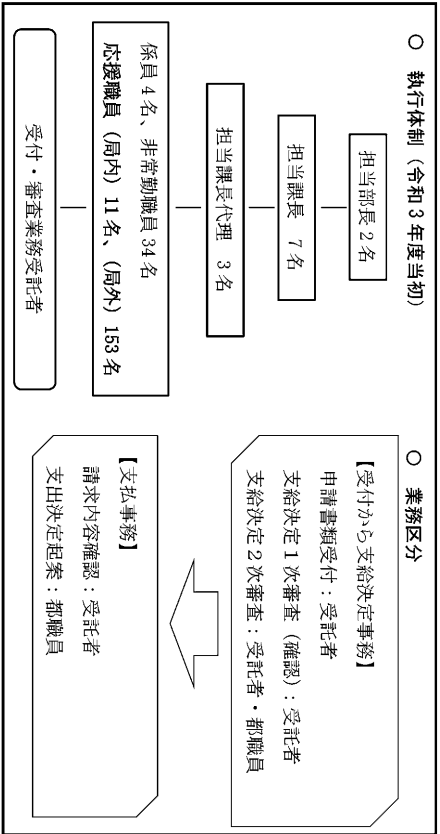


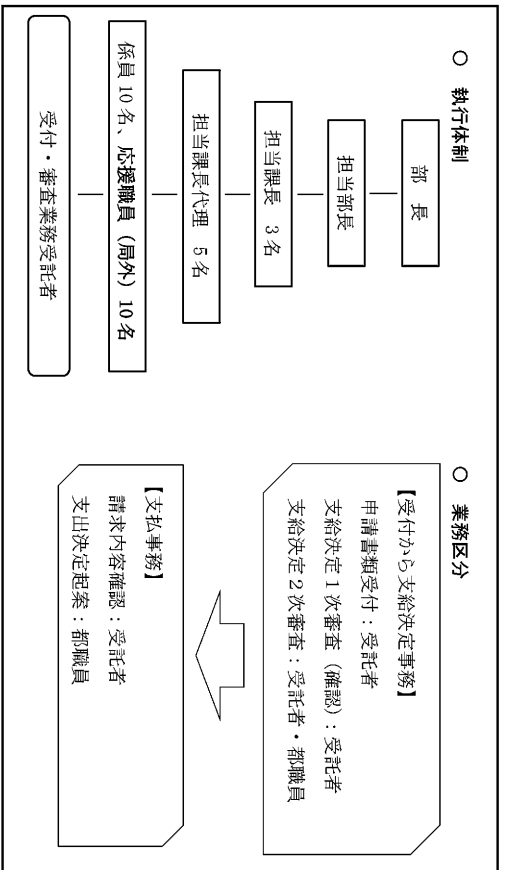
(図5) 飲食店等協力金支給事業実施体制 (令和2年度当初体制)



(図6) 飲食店等協力金支給事業実施体制 (令和3年度当初体制)



(図7) 大規模施設等協力金支給事業実施体制



イ 協力金等支給事業に係る業務委託
 前述のように、局は、コロナ禍の長期化により複数回に及ぶ要請に対応した協力金の支給を適正かつ迅速に行うことを目的として、事務局の運営業務や申請受付、形式審査及び開合せ等について、飲食店等協力金支給事業については、表38及び表39のとおり、大規模施設協力金等支給事業については、表40及び表41のとおり、多数の相談に対応するコールセンター業務や支給業務のノウハウを有し、支給事業の運営に必要な業務体制や人員を極めて短時間で確保できる事業者に給付等の業務を委託している。

(表38) 飲食店等協力金支給事業に係る事務局運営業務委託一覧

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
東京都感染拡大防止協力金コールセンター等運営業務委託	令和2.4.15～令和2.4.22	132,737,000	A
東京都感染拡大防止協力金運営事務局業務委託	令和2.4.23～令和3.3.31	119,454,500	A
東京都感染拡大防止協力金(第2回)運営事務局業務委託	令和2.6.11～令和3.3.31	163,495,200	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金運営事務局業務委託	令和2.8.24～令和3.3.31	143,331,295	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)運営事務局業務委託	令和2.9.18～令和3.3.31	143,411,973	A

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（11月28日～12月17日実施分）運営事務局業務委託	令和2.12.3～令和3.7.31	124,414,620	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12月18日～1月7日実施分）運営事務局業務委託	令和2.12.21～令和3.9.30	127,449,905	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分）運営事務局業務委託	令和3.1.25～令和3.9.30	197,475,872	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～令和3年3月7日実施分）運営事務局業務委託	令和3.3.9～令和4.3.31	426,165,872	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年3月8日～令和3年3月31日実施分）運営事務局業務委託	令和3.3.25～令和4.3.31	470,935,872	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～令和3年4月11日実施分）運営事務局業務委託	令和3.5.11～令和4.3.31	529,204,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～令和3年5月11日実施分）運営事務局業務委託	令和3.6.4～令和4.3.31	1,610,994,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分）運営事務局業務委託	令和3.6.4～令和4.3.31	958,320,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分）運営事務局業務委託	令和3.7.14～令和4.3.31	958,320,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分）運営事務局業務委託	令和3.7.21～令和4.3.31	1,610,994,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分）運営事務局業務委託	令和3.9.6～令和4.3.31	1,610,994,000	A
営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分）早期支給分運営事務局業務委託	令和3.9.9～令和4.3.31	146,410,000	A
営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分）運営事務局業務委託	令和3.9.30～令和4.3.31	1,800,359,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年10月1日～令和3年10月24日実施分）運営事務局業務委託	令和3.10.1～令和4.3.31	916,313,640	B
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和4年1月21日～令和4年2月13日実施分）運営事務局業務委託	令和4.2.1～令和5.3.31	748,690,250	B
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和4年2月14日～令和4年3月21日実施分）運営事務局業務委託	令和4.2.17～令和5.3.31	587,446,750	B

(表39) 飲食店等協力金支給事業に係る相談・申請業務委託一覧 (単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
東京都感染拡大防止協力金相談・申請業務委託（単価契約）	令和2.4.23～令和3.3.31	1,888,425,000	A
東京都感染拡大防止協力金（第2回）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和2.6.11～令和3.3.31	843,700,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和2.8.24～令和3.3.31	358,737,500	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（9月実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和2.9.18～令和3.3.31	323,400,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（11月28日～12月17日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和2.12.3～令和3.3.31	326,562,500	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（11月28日～12月17日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.1.14～令和3.7.31	252,780,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12月18日～1月7日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和2.12.21～令和3.9.30	530,090,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.1.25～令和3.9.30	1,040,050,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～令和3年3月7日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.3.9～令和4.3.31	1,118,700,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年3月8日～令和3年3月31日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.3.25～令和4.3.31	1,085,700,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～令和3年4月11日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.5.11～令和4.3.31	1,623,545,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～令和3年5月11日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.6.4～令和4.3.31	4,908,398,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.6.4～令和4.3.31	3,609,419,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.7.14～令和4.3.31	3,609,419,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.7.21～令和4.3.31	3,841,563,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年7月12日～令和3年8月22日実施分）早期支給分相談・申請業務委託（複数単価契約）	令和3.7.16～令和4.3.31	420,640,000	A

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.6～令和4.3.31	5,018,398,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 早期支給分に係る申請関係業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.9～令和4.3.31	559,746,000	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.30～令和4.3.31	4,648,880,500	A
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年10月1日～令和3年10月24日実施分) 相談対応業務 (複数単価契約)	令和3.10.1～令和4.3.31	4,071,694,000	B
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年1月21日～令和4年2月13日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和4.2.1～令和5.3.31	4,071,694,000	B
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年2月14日～令和4年3月21日実施分等) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和4.2.17～令和5.3.31	3,608,910,800	B

(表40) 大規模施設協力金等支給事業に係る運営事務局業務委託契約一覧

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
休業要請を行う大規模施設に対する協力金等 (令和3年4月25日～令和3年5月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.6.5～令和4.3.31	2,880,405,000	A
休業要請を行う大規模施設に対する協力金等 (令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.7.15～令和4.3.31	2,488,365,000	A
休業要請等を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.15～令和4.3.31	1,842,225,000	A
営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.15～令和4.3.31	1,721,225,000	A
営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.10.19～令和4.3.31	1,739,980,000	A
営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.11.9～令和4.3.31	1,727,880,000	A

(表41) 大規模施設協力金等支給事業に係る相談・申請業務委託契約一覧

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
休業要請を行う大規模施設に対する協力金等 (令和3年4月25日～令和3年5月11日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.6.5～令和4.3.31	3,534,960,000	A
休業要請を行う大規模施設に対する協力金等 (令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.7.15～令和4.3.31	1,753,400,000	A
休業要請等を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.15～令和4.3.31	836,506,000	A
営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.15～令和4.3.31	836,440,000	A
営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.10.19～令和4.3.31	949,366,000	A
営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.11.9～令和4.3.31	1,101,100,000	A

ウ 協力金等支給事業に係る業務システムの開発・運用状況

局は、協力金支給申請の案内、申請受付から審査、支出準備までの業務を一括して行うことができる業務システムの開発及び運用を、飲食店等協力金支給事業では27個のシステムについて、大規模施設協力金等支給事業では6個のシステムについて、表38及び表40の業務委託契約により行っている。

これらの業務システムは、都職員だけではなく受託事業者も使用するものであり、申請者の個人情報をはじめとより、資産情報等機密性の高い情報を多数取り扱っていることから情報漏えい対策には非常に高い配慮が求められる。

このため、協力金等支給事業では、業務システムにアクセスできるグローバルIPアドレスに制限をかけ、一定期間使用したパスワードは変更する仕様としている等の情報漏えい防止対策を講じていた。

エ 重複申請、不正受給防止対策の状況

協力金等支給事業における重複申請防止対策については、申請サイトにチェック機能を搭載し、同一法人番号、氏名等による申請は受け付けない仕様とし、まず入口での対策を講じるとともに、審査に当たっては、人的資源、関係機関の協力、既存の資料など、持てる資源を最大限活用して、①過去の申請における審査状況を確認し、不備が解消されているかを確認する、②申請内容について不明な部分や疑問がある場合、職員による現地確認や電話でのヒアリング、

文書による問合せなどにより、受給要件を満たしているか否かを確認する、③区市の保健所等と連携し、全ての営業許可書について申請内容の照合を行うとともに、建物の内部や外部の写真等により営業実態を確認する、④飲食店等協力金は、令和3年1月以降、休業及び時短要請の実施に伴って総務局が見回りを行う都度、その結果の情報提供を受けて営業実態を確認することに活用する等の不正受給の防止対策を行っていた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業等の法人及び個人事業主に対しては、実施主体が国の「月次支援金」、「一時支援金」及び都が実施主体の「東京都中小企業者等月次支援給付金」による支援金の支給も実施しているが、これらの支援金を受給するには、飲食店等協力金や大規模施設協力金等の併給を受けていないことが条件となっていないことを誓約する誓約書の提出を支給要件とすることにより、不正受給の防止を図っている。

これに加え、大規模施設協力金等支給事業では、「東京都中小企業者等月次支援給付金」の支給データと当該協力金の支給データを突き合わせ、併給の疑いがある者に対し、支援金又は協力金の返還を求める等、重複受給者の解消を図っていた。

さらに、協力金等支給事業では、不正受給が疑われる事案について、警察等の関係機関と連携して徹底した調査を行うとともに、不正受給が確認された場合には厳正に対処している。

協力金等支給事業は迅速性のみならず適正性が求められていることから、局は、協力金等の支給審査の際には、前述のとおり、様々な不正受給の対策を行っている。また、現在、協力金等支給業務は概ね完了しているが、過去に支給した案件においても、不適正なものが疑われる場合は厳正に対処している。

(5) 支給決定取消及び債権管理事務

感染拡大防止協力金等を支給後、月次支援金等の併給が判明するなど新たな事実等の判明により協力金等の支給決定を取り消し、返還を求める案件等の取扱については、飲食店等協力金事業では「感染拡大防止協力金等債権管理事務取扱方針」（令和3年8月30日付産労総企第1212号）を、大規模施設等協力金事業では「大規模施設に対する協力金及び休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金債権管理事務取扱方針」（令和4年3月3日付3産労総企第3421号）を定め、事務処理を進めている。

協力金等支給事業の支給決定件数142万7,268件、支給額1兆9,892億5,667万余円に対し、令和4年9月30日現在の取消決定件数は2,481件、取消決定額は28億5,828万余円となっている。

5 公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業 (1) 補助金及び出えん金の概要

局は、都内の中小企業者等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら事業活動を進めていくために実施する取組を支援するため、表42及び表43のとおり、振興公社に対して補助金や出えん金を交付し、中小企業者等に対する助成金の交付事業を実施している。

（表 4.2）補助金の概要

事業名	根拠	補助対象	補助率	交付額	
				令和 2年度	令和 3年度
業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業補助金	業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業補助金	事務費（時間外手当、報酬費、旅費交通費、一般需用費、役員報酬、賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	1,736,454	
業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業補助金	業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業補助金（単）	事務費（時間外手当、報酬費、旅費交通費、一般需用費、役員報酬、賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	894,335	
新型コロナウイルス対策（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業費補助金	新型コロナウイルス対策（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業費補助金（単）	事務費（報償費、旅費交通費、一般需用費、印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費、広告費等）、委託費、使用料及賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	240,388	
新型コロナウイルス対策（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業費補助金	新型コロナウイルス対策（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業費補助金（単）	事務費（報償費、旅費交通費、一般需用費、印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費、広告費等）、委託費、使用料及賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	1,930,109	
非接触型サービス導入による業態転換支援事業費補助金	非接触型サービス導入による業態転換支援事業費補助金（単）	事務費（報償費、旅費交通費、一般需用費、印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費、広告費等）、委託費、使用料及賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	37,077	
非接触型サービス導入による業態転換支援事業費補助金	非接触型サービス導入による業態転換支援事業費補助金（助成金）	助成金	10/10	345,330	
飲食事業者向け新型コロナウイルス営業支援事業補助金	飲食事業者向け新型コロナウイルス営業支援事業補助金交付要綱	事務費（時間外手当、報酬費、旅費交通費、一般需用費、役員報酬、賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	14,609	
飲食事業者向け新型コロナウイルス営業支援事業補助金	飲食事業者向け新型コロナウイルス営業支援事業補助金交付要綱（都単）	事務費（時間外手当、報酬費、旅費交通費、一般需用費、役員報酬、賃借料、その他準ずる経費）及び助成金	10/10	1,214	

（注）（単）及び（都単）は、国庫補助金を含まない東京都単独の補助金であることを示す。

（表 4.3）出えん金の状況

事業名	令和 2年度			令和 3年度		
	出えん額	取崩額	年度未残高	出えん額	取崩額	年度未残高
業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業出えん金	1,210,000	9,420	1,200,580	2,915,000	2,347,260	1,768,319
飲食事業者向け新型コロナウイルス営業支援事業出えん金	10,000	-	10,000	-	1,147	8,852
新型コロナウイルス専門店出店支援事業出えん金				744,000	1,799	742,200
中小企業等による感染症対策助成事業出えん金	1,400,000	234,386	1,165,633	20,687,678	6,551,783	15,301,527

（2）振興公社における助成金交付事業

（1）に記載した補助金及び出えん金により、振興公社が令和2年度及び令和3年度に実施した助成金交付事業は表 4.4 のとおり、都内中小企業者等に対し、事業を継続しつつ新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を進める取組を後押しするため、関連経費の助成を行っている。

各事業における、令和4年8月31日時点の申請及び採択等の実績は表 4.5 のとおりとなっている。

（表 4.4）振興公社実施の助成金交付事業の概要

事業名	対象者	対象経費	助成限度額	助成率
業態転換支援事業助成金	東京都内で飲食業を営む中小企業者	販売促進費、車両費、器具備品費等	100万円以内	対象経費の4/5以内
新型コロナウイルス感染症対策（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業助成金	業界別感染症対策委員会等に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業を行う都内中小企業者等	・ ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費 ・ カイロトライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費	50万円（ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円、換気設備の設置工事を含まむ場合は200万円） （申請下限額 10万円）	対象経費の2/3以内
非対面型サービス導入支援事業助成金	非対面型サービスの導入を行う都内中小企業者	備品購入費、備品リース費、委託外注費、販売促進費	200万円（申請下限額 50万円）	対象経費の2/3以内

事業名	対象者	対象経費	助成限度額	助成率
事業助成金	道路占用許可基準の緩和措置等を利用してテラス営業等を行う、食品関係営業許可を有する中小企業者等	テラス営業等に使用する仮設施設(イス・テーブル等)を新たに調達する経費	1実施場所につき10万円	対象経費の2/3以内
テイクアウト専門店出店支援助成金	都内に新たなテイクアウト専門店を設置し、自社で製造・加工し食品を販売している都内中小飲食事業者等	店舗改装費、設備備品費、販売促進費	300万円以内(申請下限額30万円)	対象経費の2/3以内
中小企業等による感染症対策助成事業助成金	業界別感染症対策ガイドライン等に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業を行う都内中小企業者等及びグループ	① 備品購入及び内装、設備工事費 ② 消耗品の共同購入費 ③ 指定する消耗品等の共同購入費 ④ 耗品等の購入費 ※ その他が認める経費	① 中小企業者等の単独申請の場合：備品購入費のみ50万円(内装・設備工事費を含む場合は100万円、また、内装・設備工事には換気設備の設置を含む場合は200万円) ② グループが申請する場合：感染症予防対策に直接関係する消耗品費で、1点当たり税抜10万円未満のものかつ1グループにつき30万円 ③ 法人格を有し参加企業に飲食業を含む中小企業団体等が申請する場合：消耗品費を1店舗につき10万円 ④ コロナ対策リーダー配置店を運営する中小企業者等が申請する場合：消耗品費	【①、②】対象経費の2/3以内 【③、④】対象経費の4/5以内

事業名	対象者	対象経費	助成限度額	助成率
感染症対策サポート事業助成金(注)	業界別感染症対策ガイドライン等に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業を行う都内中小企業者等及びグループ	・ 備品購入及び内装、設備工事費 ・ 消耗品費	【備品購入及び内装、設備工事費】1実施場所につき100万円(内装、設備工事に換気設備設置工事を含む場合は200万円。また、備品購入費のみ50万円) 【消耗品費】1店舗・1事業所につき10万円	【備品購入費】対象経費の2/3以内 【消耗品費】対象経費の4/5以内(コロナ対策リーダー配置店及び感染症防止徹底点検済証の交付を受ける店舗)

(注) 「中小企業等による感染症対策助成事業助成金」の対象経費や助成限度額を一部拡充して令和4年1月4日から実施

(表45) 申請・採択等実績 (単位：千円)

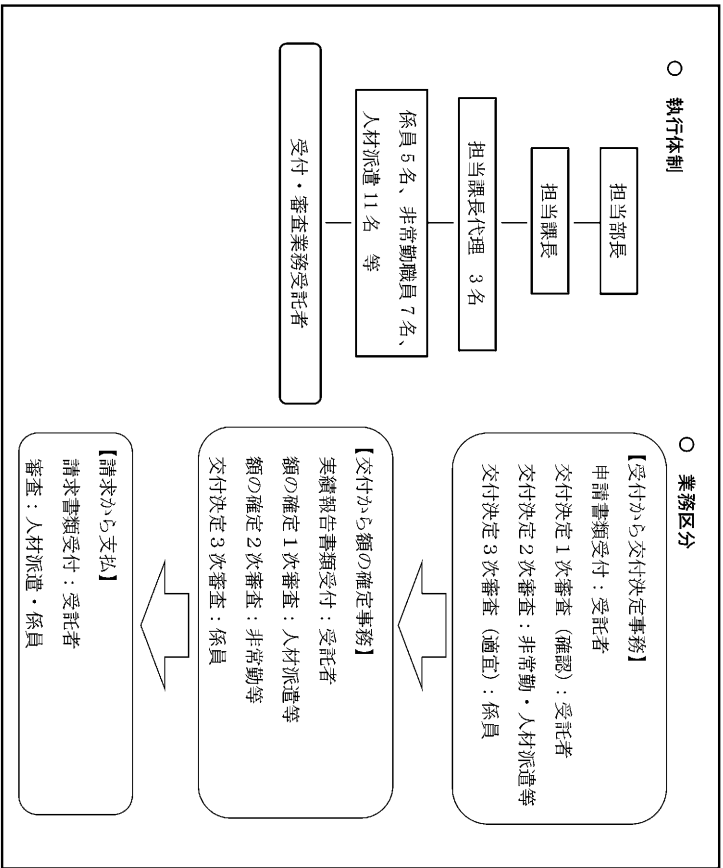
事業名	申請提出数(A)	(A)のうち交付決定数(B)	(B)のうち交付件数	金額
業態転換支援事業	11,807	10,844	9,463	4,886,207
新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業	9,154	5,124	4,190	1,915,801
非対面型サービス導入支援事業	4,734	3,000	2,392	2,342,987
占用許可基準緩和によるテラス営業支援事業	52	42	38	2,148
中小企業等による感染症対策助成事業(感染症対策サポート助成事業含む)	39,578	26,872	20,460	7,643,015
テイクアウト専門店出店支援	73	53	15	38,427

(注) 令和4年8月31日時点

ア 助成金交付事業の制度設計について
 振興公社は、助成金交付事業の実施に当たり、助成金交付要綱を定め、支給対象者、支給額や支給に係る手続及び検査方法等を規定している。また、募集要項を定め、申請受付期間及び方法や申請書様式、書類等を規定している。
 これらの要綱及び要項を定める際には、事業目的に沿った制度となるよう、局と内容の協議を行い、制度を構築していた。

イ 受付・審査体制
 振興公社は、助成金交付事業の実施に当たり、申請対象者が多数見込まれる事業については、申請書類の受付及び形式審査を民間事業者に委託し、申請受付・審査業務の迅速化を図っていた。
 受付・審査体制の事例は図8のとおりである。

(図8) 振興公社の助成金交付事業の実施体制事例



第4 過去の定例監査における指摘状況

令和3年及び令和4年定例監査においては、新型コロナウイルス感染症対策事業を重点監査事項として設定し、全局を対象に、感染症対策事業及びその影響を受けた事業が効果的に行われているか、事務処理が適正・適切に行われているかについて検証し、次のとおり指摘を行っている。

- 令和3年定例監査における指摘事項
 コロナ禍で多くのイベントの開催を中止したにもかかわらず、イベント配布用の広報グッズを前年度と同規模で購入していた事例の他、合計で12件を指摘事項とした。

指摘事項	冠別 報告書 掲載頁
納税推進業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの	34
(文化支援事業を行っている財団に対する概算払による負担金の交付について) 概算払を適正に行うべきもの	38
(文化支援事業を行っている財団に対する概算払による負担金の交付について) 適時適切な資金交付を行うべきもの	38
開催時期の延期等に伴う概算払を適正に行うべきもの	43
開催方法の変更に伴う契約変更時に変更契約金額を合理的に算出するべきもの	66
開催中止等に伴う契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認するべきもの	68
感染防止対策物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	103
(広報啓発物品について) イベント配布用広報グッズの買入れについて配布状況や在庫状況に応じて購入するべきもの	112
(広報啓発物品について) 広報啓発物品の作製に当たり、配布必要数を精査した上で契約手続を行うべきもの	114
(広報啓発物品について) 広報計画の最適化の考えを踏まえ、高単価な広報啓発物品の買入れについては、イベントの内容や時期、ターゲット等具体的な活用方法を定めて契約すべきもの	116
感染拡大防止のため行った工事の一時中止及び中止解除の手続を適正に行うべきもの	123
更新できなくなったため締結した現行機器の再リース契約において経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行うべきもの	126

2 令和4年定例監査における指摘事項
 乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金において、交付決定、補助金額の確定等が適正・適切に行われていなかった事例の他、合計で8件を指摘事項とした。

指摘事項	個別報告掲載頁
(乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 交付決定を適正に行うべきもの	33
(乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 額の確定を適正に行うべきもの	35
(乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 補助要件の確認に必要な根拠資料を徴し審査を適切に行うべきもの	36
感染症に係る改修工事の見積りによる価格の設定を適切に行うべきもの	61
宿泊施設魅力向上専門家派遣業務委託について仕様書に基づき適正に支払を行うべきもの	66
人材確保支援等事業を行っている財団に対する概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの	67
(都立公園使用料の徴収について) 都立公園使用料の納付期限を適正に指定すべきもの	89
都民利用施設休止等に伴う使用料の還付手続を速やかに行うべきもの	143

第5 総括

都は、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された令和2年初めから、既に約3年にわたって全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組んでいる。感染症対策事業は緊急性が高く、事業規模が非常に大きいものとなっており、約3年にわたる事業に計上された予算の累計額は7兆円余りと令和4年度当初予算の一般会計歳出総額に匹敵するほどの規模であり、これまで以上に多様な対策が講じられている。

そこで、本監査においては、新型コロナウイルス感染症対策事業をテーマとし、都が大規模な予算を投じて行ってきた、感染拡大の防止、都民・事業者の生活と事業活動を支えるための支援、都民の生命と健康を守る事業について、令和3年から令和4年にかけて監査を実施した。

監査の対象として、感染者の発見、隔離、治療に係る事務・事業及び感染拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業を選定し、令和2年度及び令和3年度に実施された事業について、事業効果を確保した上で、可能な限り速やかに事業が行われているか、事業の目的に照らして、必要な適正性や効果等が確保されているかに着眼して監査した結果、合計11件の指摘事項が認められたところである。

また、監査としての指摘事項に加え、各種の事業について概観し、必要な考察を述べた。

まず、感染者の発見、隔離、治療に係る事務・事業においては、感染拡大時に宿泊療養施設への入所や医療機関への入院に時間を要する状況の発生や、ワクチンの予約なし接種を始めた際に接種希望者が接種できない状況などの問題が生じたが、入所調整の追加対策を講じるなどの対応がなされた。今後は、入所や接種の希望者数についてより詳細に想定していくことが必要である。

次に、保健所業務においては、感染拡大により、業務がひっ迫したことから、体制強化や業務の効率化が図られたところである。今回の経験を活かし、保健所と市町村、医療機関等との役割分担、役割分担を踏まえた都の保健所と特別区、八王子市、町田市の保健所との情報共有や連携強化の仕組みの構築、各種システム間の更なる連携や広く利用されているSNS、様々なアプリの活用などの業務の効率化を図るDXの推進について、検討を進めることが求められる。

さらに、感染拡大防止に係る協力金の支給業務等においては、重複申請や不正受給といった問題が生じたことから、審査方法を見直すとともに体制を強化するなどして問題の解消に努め、現在は、協力金等の支給業務は概ね終了し、支給取消とした案件について返納を求めるなどの債権管理が続けているところである。今後は、適切な債権管理を行うとともに、同様の事態が将来発生することに備え、より迅速かつ適正な支給を目指し、一連の業務について検証し、事務の改善につなげる必要がある。その際には、今回の支給事業によって蓄積された大量のデータを分析し、活用することなども視野に入れることが求められる。

いずれの事業においても迅速な実施が求められる中、全庁的な広域態勢を構築するなど、都は、持てる資源を可能な限り活用して、各時点、施策ごとに、発生した問題を順次解消しながら感染状況や社会状況の変化に対応すべく努めてきたが、いまだ課題は残る。

現在、ウイルスの変異に対応したワクチンの接種が順次進められ、治療薬も開発されていく一方で、感染拡大の「第8波」が到来して季節性インフルエンザとの同時流行が懸念され、また、より感染力の強い新たな変異ウイルスが発生し重症化リスクの高い高齢者等への対応が必要となっている。このような状況に対し、医療提供体制のひっ迫を回避し、また重症者の発生を抑制するために、高齢者等医療支援型施設の増設や、酸素・医療提供ソリューションでの高齢者対応力の強化など、都民の生命と健康を守る新たな施策が展開されているが、感染拡大により医療機関がひっ迫し入院まで時間を要するという課題は完全には解消したとは言えない状況にある。

こうした課題への対応も含め、かつてない緊急事態への対応という得難い経験を余すことなく将来へ継承することで、今後への備えを万全なものとしていかなければならない。

今回の監査対象とした事業を実施する福祉保健局及び産業労働局においては、事業の中核となる部署に企画・立案と業務の処理とが集中して、息をつく間もなくその対応に追われる状況が続いており、今後も引き続き予断を許さない。

新型コロナウイルス感染症について、国は感染症法における分類の変更を検討し、5類への変更が来る5月8日になされ、これに伴って対策事業の今後の動向に変化が生じることが予想される。

しかし、都は、都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、引き続き必要な施策を展開するとともに、今後、新たな感染症が発生しても十分対抗できる「感染症に強いまち」を目指し、今まで培ってきた経験と知見を十分に生かし、都民の生命と健康を守り、都民と事業者の生活と事業活動を支えていくために、不断の努力を続けていくことが求められる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 二九〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

